## 令和7年度那覇市有料老人ホーム集団指導(那覇市介護保険事業所等研修)に係る質疑について

No.	質問	回答
1		減算となる場合があります。 三要件を満たし、手順に沿った対応をおこなっている身体拘束の場合は「やむを得ない身体拘束」であり高齢者虐待にはあたりません。しかしながら、当該措置をおこなっていたとしても、身体拘束廃止未実施減算の要件を満たさない場合は減算となります。 身体拘束廃止未実施減算の要件は、基準等のご確認をお願いいたします。
2	今後【身体拘束】への対応判断が難しい状況があった際は相談に乗っていただけるのでしょうか? 又は相談出来る部署等がありましたら教えてほしいです。	那覇市ちゃーがんじゅう課施設グループで、相談対応いたします。 まずは、施設グループに所属する相談員までご連絡をお願いいたします。 なお、事業所や施設が設置する委員会への参加や、身体拘束の可否についての 回答は出来かねます。事業所や施設への助言となりますので、ご了承ください。